

# 伊達市商工会 活用まるわかりBOOK

## 経営支援

商工会は皆様の経営のお悩みに対応した支援を実施します。

## 融資制度

商工会員だけが利用できる「マル経融資」制度により、低金利での資金調達を支援します。

## 補助金活用

経営に資する各種補助金制度申請にかかる支援を行います。

## 事務委託

労働保険や個人事業主の記帳処理業務など、事務委託制度が利用できます。



 **伊達市商工会** (お問い合わせは下記まで)

梁川本所 : 伊達市梁川町青葉町3 ☎577-0057  
伊達支所 : 伊達市沓形43-1 ☎583-2302  
霊山支所 : 伊達市霊山町掛田字新町14 ☎586-1366  
月館支所 : 伊達市月館町月館字町6-7 ☎572-2341

# 経営支援

伊達市商工会では「活力ある伊達市」を実現するため、個社支援を重点的に展開しています。地域経済の担い手となっている皆様の経営のお悩みを解決するべく、経営指導員をはじめ、中小企業診断士・税理士・ITコンサルタント等の専門家と連携した経営支援を行っております。

専門家の派遣指導については、商工会員であれば無料で利用できるものもございます。ぜひお気軽に伊達市商工会までご相談ください。

## 支援事例①

新商品のパッケージデザイン制作にあたりデザイナーの専門家を派遣し支援を実施。

## 支援事例②

事業拡大に伴い、個人事業主から法人化する際の手続きについて支援を実施。

## 支援事例③

会社のロゴマーク作成にあたり、商標権の登録をするための知的財産権支援。

## 支援事例④

所得税が高額になることから、各種共済制度活用による節税対策の支援を実施。

# 融資制度（マル経融資）

マル経融資制度は商工会員のみが利用できる「無担保」「無保証人」「低金利」の融資制度です。運転資金・設備投資のいずれにも対応しております。

## マル経融資制度 【利率：1.21%】（R1.9.1現在）

ご利用いただける方	常時使用する従業員数
◆商業・サービス業	5人以下
◆建設業・製造業等	20人以下

- ①融資額：2000万円以内（公庫による審査があります）
- ②返済期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内
- ③融資機関：日本政策金融公庫福島支店



※「商工会の経営指導を6ヶ月以上受けていること」  
「原則同一地区内で1年以上事業を行っていること」  
「納税義務をすべて完納していること」が条件となります。

# 補助金活用

伊達市商工会では国の施策による補助金制度活用についても重点的に支援を行っております。特に、経費の自由度が高く最大で50万円の補助が得られる**小規模事業者持続化補助金**の申請支援については、福島県内で最多の採択を受けるに至りました。（※令和元年度）

## 小規模事業者持続化補助金の概要



◆補助対象事業者	商業・サービス業 常時使用従業員 5人以下 製造業・建設業等 常時使用従業員20人以下
◆対象経費	販路開拓（新たなお客様の獲得展開）にかかる支払経費のうち、3分の2（※上限50万円）
◆申込期間	ここ数年は4～6月の間の年1回
◆備考	補助金とは国から支援されるお金のことです。融資とは異なり返済義務もないため、多くの方が事業に有効活用されております。

### 事例1

#### 「味処 栄寿し」での補助金活用

地域の高齢化が進んでいるためお客様のニーズに合わせた「少人数での会食プラン」を新設。補助金を活用し、高齢者でもゆったりくつろげる和室の宴会用テーブル・イスを整備した。

##### 【事業者の声】

補助金の申請も経営計画の作成も初めての経験でしたが、商工会の支援を受けてスムーズに作成できました。自分の事業を見つめなおす良いきっかけになりました。



渋谷 修さん



### 事例2

#### 「マザーヤマキ」での補助金活用

少子化が進んだことから子供の誕生日を特別なケーキでお祝いしたいというニーズが増加している。そこで「世界にひとつ・わたしだけのケーキ」と名付けた完全オーダーメイドケーキ事業を実施。補助金を活用し、陳列に必要な高性能冷蔵ショーケースを整備した。

##### 【事業者の声】

お客様に喜んでいただけるサービスとして以前から実施したかった事業でした。設備の導入以上に、長期的な計画の立案ができたことが大きな成果だったと感じています。



八巻隆雄さん



# 事務委託制度

## ①労働保険の事務

労働者を一人でも雇用する事業主は、必ず労働保険（雇用保険及び労災保険）に加入しなければなりません。商工会では会員向けに事務委託を受け付けております。

### 委託できる主な労働保険事務

- ①概算保険料・確定保険料などの申告・納付にかかる事務
- ②保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届にかかる事務
- ③労災保険の特別加入の申請にかかる事務  
(建設業の一人親方も対応いたします)
- ④雇用保険の取得・喪失等にかかる事務



## ②記帳代行・指導事務

白色・青色申告の種類を問わず、事業主には記帳の義務があります。商工会では個人事業主の方を対象に記帳代行事務委託や、確定申告にかかる決算指導を受け付けております。

### 商工会の記帳サポート

①記帳指導	②自計指導	③記帳代行指導	④決算指導
日々の記帳・簿記に関するアドバイスをしています。	商工会の経理ソフト『ネットde記帳』を利用して操作方法・税務申告の支援をしています。	商工会職員が皆様が記帳した帳簿を会計ソフトに入力代行します。	決算書の書き方や計算方法にかかる指導を行っています。東北税理士会所属の税理士による決算指導会もごぞいます。

